

令和3年4月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年4月19日（月） 開会 午後 1時
閉会 午後 2時28分

場所 第5委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長
松井弘副委員長
飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、木下高志委員、小林哲也委員、
石川忠義委員、岡重夫委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、深谷顕史委員、
秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、
山野隆子産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
高橋利維経済対策幹、大熊聡商業・サービス産業支援課長、
近藤一幸産業支援課長、小貝喜海雄次世代産業幹、齊藤豊先端産業課長、
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸人材活躍支援課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、
益城英一産業人材育成課長

[危機管理防災部]
澁澤陽平危機管理防災部副部長、山口芳正危機管理課危機対策幹

[保健医療部]
小松原誠保健医療部副部長、縄田敬子保健医療政策課長、
坂梨栄二食品安全課長、横内治感染症対策課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第84号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち 産業労働部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

荒木委員

- 1 昨年、今回の措置と近い形で、さいたま市、川口市、越谷市で時間短縮要請をした際は、時短営業に協力しない店舗が散見された。時短に協力いただけないということは、人流を抑制できない。適切な処置が必要と考えるが、具体的な解決策としてどのように考えているか。
- 2 今回のまん延防止等重点措置を講じるに当たって、適切なシミュレーションが行われているか。
- 3 県と市の職員がペアになり60チームで14日間8,400件の店舗を対象としているが、さいたま市と川口市の店舗数は13,170件であり、乖離がある。人流を抑え込むためにも、13,000件を対象とすべきではないか。
- 4 協力金の対象が産業労働部、それ以外が危機管理防災部で役割分担すると聞いているが、責任の所在があいまいになるのではないか。
- 5 人流をしっかりと抑え込んでいただきたいが、具体的にどのように取り組んでいくのか。

経済対策幹

- 1 1期から3期での協力の度合いが低かったのではないかと御指摘と考える。昨年12月は、夏の感染拡大を経て、感染が落ち着き、コロナに対する脅威が和らいでしまい、協力の度合いが低くなっていた。協力金の金額も20,000円と低く、この金額では協力できないとする事業者もいた。今回については、売上高に応じた協力金であり、また、感染が拡大する中、事業者の関心が高まってきているので協力いただけるものと考えている。
- 2 国は売上高に応じた協力金を3区分に分けている。国はこの割合を7:2:1としており、これに基づき予算を積算した。このうち40,000円の区分が7割程度であり、売上を証する書類を求めず、今までと同様の確認でよいとされているので、事業者の負担は変わらない見込みである。
- 3 まん延防止地区のさいたま市、川口市については、7,000件ないし7,500件を見回る予定である。申請する日時を希望いただき、見回ることとなる。また、推計では、協力金の対象とならないものが3,700件あると見込んでいる。この分については危機管理防災部が見回る。
- 4 今までも、時間短縮要請等で危機管理防災部に見回りをしてもらい、情報の提供を受けながら連携してやってきた。引き続き、今回も連絡を密にとりながら、漏れの無いよう取り組んでいきたい。

危機対策幹

- 5 人流の抑制と感染防止の関係については、明確なエビデンスがない。そのため、行動抑制と感染者の関係の定量的な計測を行うことは難しいと考えている。ただ、政府分科会では長時間の飲酒や深夜のはしご酒などは感染リスクが高まるという指摘もある。また、相関関係は分からないが緊急事態宣言の発出により人流が抑制され感染者数が減少

したという事実がある。こうしたことを根拠に、営業時間の短縮要請を行うことにより、人流の抑制に努めていきたい。

荒木委員

- 1 申請がある店舗以外は危機管理防災部が見回りをすると答弁があった。危機管理防災部の対象は3,700件ということでよいのか。
- 2 今回のまん延防止については、国の方針をそのまま受けて、県として最低限やるというスタンスに思えてならない。まん延防止等重点措置区域の全体の店舗のうち、見回る対象は7,500件程度である。人流を抑え、感染症を抑えるならば、それ以上のことを行っていく必要があると考える。また、見回りする中で、対策が講じられていないところがあるなら、見回りの方法も考えていく必要もある。(意見)
- 3 県から民間企業に対し、テレワークの実施により出勤者を7割減らすように求めている。7割削減は難しいと思うがいかがか。また、県では削減できているのか。
- 4 まん延防止の重要性を発信することは、まん延防止等重点措置を今後繰り返さないためにも必要である。今回の対策についてしっかりと発信してほしいが、産業労働部長の所見を伺う。

危機対策幹

- 1 3,700の店舗は、実店舗数から協力金申請数を差し引いた数で、概算の数字である。これを達成するためには、各チーム1日15件、30チームで8日程度で達成できると見込んでいるが、検証し計画を見直しながら求められた店舗数を見回れるように進めていきたい。

多様な働き方推進課長

- 3 県では、国の基本的対処方針に基づき、民間企業に対しテレワークの実施による出勤者の7割削減をお願いしている。しかし、医療、福祉、介護、運輸などの業種ではエッセンシャルワーカーと呼ばれる人もおり、一律に実施することは厳しいと考えている。そのため、可能な企業には、1割でも2割でも削減を行っていただくようお願いしている。そのための支援として、テレワーク導入に関する奨励金・補助金を支給したほか、「いのちを大切に『テレワーク実践企業』登録制度」などにより気運の醸成も図っている。県庁では、7割の削減はできていないが、総務部から通知を出すなどしてできる限り取り組んでいる。社会活動の維持と感染拡大防止はともに重要な取組であるので、引き続き企業にできる範囲で協力いただけるよう働き掛けていきたい。

産業労働部長

- 4 情報発信については、プレスリリースをすれば県のホームページ等に掲載されるが、新聞やテレビに取り上げられて、広く県民に伝わることで意味を成すものである。そのため、記事やニュースとして取り上げやすいように正確な情報を伝え、発表のタイミング等の工夫も図っていく。

荒木委員

- 1 県庁で7割削減ができていない中で、民間企業に7割削減を求めるのは厳しいと思われる。目標を見直すべきと考えるがいかがか。

- 2 今までと同じやり方ではなく、危機意識をもって広報することが大事だと思うが、部長の考えをもう一度伺う。

多様な働き方推進課長

- 1 7割という目標は国の基本的対処方針によるものである。そうとは言え、はじめから7割ありきだと企業が「難しい」と引いてしまう恐れがある。そこで、知事の会見においても、「7割はあくまで目標であり、1割でも2割でもできる範囲で取り組んでほしい」と、言葉を添えてお願いしているところなので、御理解をいただきたい。

産業労働部長

- 2 県民の理解、協力をいただけるよう、しっかりと工夫して情報発信に努めたい。

深谷委員

- 1 協力金算定で、売上高は昨年、又は一昨年の4月、5月の平均とするということで間違いはないか。また、昨年途中で開店したような場合はどのように算定するのか。
- 2 売上げの確認資料はどのようなものを想定しているのか。また、迅速に支給してほしいが、今回は申請から支給できるまでどのくらいかかると想定しているか。
- 3 感染拡大を防ぐことが一番の目的と考える。県の緊急事態宣言解除後の四つの方針の「①攻める」の中にパーテーション設置の対策があるが、事業者に対する直接補助が予算化されていない。もう一步、対策が足りないと思うがどのように考えるか。

経済対策幹

- 1 そのとおりで間違いはない。4月の売上高と5月の売上高を足して、61日で割った数字で1日の売上高を算出する。また、4月、5月にオープンしていなかった場合は、オープンした以降の売上高の平均でよいこととなっている。
- 2 添付資料について、100,000円、83,000万円を下回る店については、売上高が分かる添付書類を求めない。それ以外の店については、売上帳簿や確定申告の写しを求めることを考えている。また、迅速な支給についてであるが、協力金の支給はおおむね2週間程度で支給できている。しかし、9期の場合、確認書類が増え審査に時間がかかるので、審査要員を増強し、従来と同様の期間で支給できるよう努めたい。
- 3 当初予算で換気設備の補助は県の制度として創設した。この際にも、アクリル板の支援について議論はあったが、少額なものでもあり、見送った。しかし、今回、現地確認の際にもアクリル板等の設置の確認が求められるなど、アクリル板等のニーズが高まっている。小規模事業者持続化補助金は、事業者として既存の取組よりもっと進んで、新たにテイクアウトやデリバリーを導入するとか、そういうことも期待しての上乗せ補助である。難しい申請なので、商工団体を通して、多くの事業者が補助金を利用できるように支援していきたい。

深谷委員

広島県のように、アクリル板の直接補助といった踏み込んだ対策を行っている県もある。具体的に何をやって感染防止していくのか、具体的な対策をすることが埼玉県としてのメッセージになると考える。何としてもここで、感染を食い止めていくことが必要であるが、今回の取組でどれだけ効果があるか疑問である。どのように考えているのか。

産業労働政策課長

アクリル板の設置以外にも、苦境に立たされている飲食店に商工団体の職員が訪問することにより、きめ細かに支援していくことが必要であると考えている。小規模な飲食店をくまなく支援することにより、感染防止を図っていけるものと考えている。

水村委員

- 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）について、従来の彩の国「新しい生活様式」安心宣言との違いは何か。
- 2 遵守状況を個別訪問により確認するとあるが、どのような方法で実施するのか。
- 3 主な確認項目にアクリル板の設置、座席間隔の確保がある。アクリル板について、隙間があるといけないなど何か定めがあるのか。また、座席間隔の確保や換気の徹底はどのような基準で確認するのか。
- 4 店にとっては、新たな対策は財政的な負担となるが、何かインセンティブはあるのか。また、どのようにこの取組を広げていくのか。
- 5 店を利用する方へは、当該認証の周知をどのように行うのか。

経済対策幹

- 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言は2種類ある。一つは、業界団体が宣言するもので、これは宣言内容を評議会が審査し知事が認証している。もう一つは、共通の安心宣言と呼んでいるもので、各店舗が自主的に安心宣言を掲出するものである。今回の彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）は、業種別ガイドラインや国の通知等を参考に作成したチェックシートに基づき、飲食店が実際に感染予防対策を実施しているかを認証する制度である。
- 2 あらかじめチェック項目と着眼点をホームページ等に掲載し、セルフチェックをしてもらった後に、システムで日程予約をしてもらい、店を実際に訪問して確認するという方法である。
- 3 アクリル板はテーブルの正面や両脇等に設置できているか等を確認し、座席間隔については、1メートル以上空けているかを確認する。換気については、一人当たり毎時30立方メートルの必要換気量を確保できているか、30分に1回5分程度2方向の窓を全開して換気を行っているか、聞き取りにより確認する。機械設備で必要な換気を行っている場合は、その確認をする。
- 4 まん延防止等重点措置区域においては、新たな対策を協力金の要件としている。申請者に対し、プッシュ型で申込の働き掛けをして、しっかりと確認していきたい。
- 5 十分に感染症予防対策を行っている場合、ステッカーをその場で交付する。そのステッカーを店に掲示することで、店側はPRできるし、客側もステッカー掲示の店を選んで安心して利用できる。

水村委員

措置区域以外の地域へこの制度の波及は考えているのか。

経済対策幹

措置区域以外の地域にも広げていきたいと考えている。認証の仕方が現地に行って確認するものなので、全県を一気に実施するのは、マンパワーに限りがあるので難しい。まず

は措置区域から始めて、その後、措置区域以外の地域についても感染の多いところから順次実施していきたい。

石川委員

- 1 協力金はいつから申請受付を開始するのか。
- 2 過去に、申請から支給まで70日近くもかかったという事例があると聞く。1期から8期で、申請者を待たせた日数は最長でどのくらいか。
- 3 どの時点で、どのくらい申請があつて、いつ支給したかを県が公表することも必要と考えている。それを見て申請者が、「全体が滞っているので、支給が遅くても仕方ない」と思うなど、気付きになるかと思うが、その点をどう考えるか。

経済対策幹

- 1 基準が変わり、システム変更もあるが、現時点では5月20日から受付できるよう準備したい。
- 2 書類の不備のないものは、おおむね2週間程度か、2週間で少し超える程度である。不備のあるものは、申請者と何度か連絡を取り合つて2、3か月かかることもある。早くに申請したもので、書類に不備がなくても、受付初日は5,000件近く申請があり審査は1日600から700件であるため、場合によると1か月かかることもある。
- 3 進捗状況を出すことによって、一つの目安になるので、やり方を含めて前向きに検討していきたい。

石川委員

書類に不備があつて待たせるのは仕方ないが、不備があるかないか分からないまま待たせるのが問題である。大体2週間程度で処理できているとのことだが、そうでない人もいるという点を念頭に置いてもらいたいと思うが、どうか。

経済対策幹

そういう課題は認識している。申請者がどういう状況にあるかが分かるようなやり方を検討していきたい。

田並委員

小規模事業者持続化補助金については、国の採択に時間がかかるという声を申請した人から聞く。採択を早くしないと、まん延防止等重点措置の期間内に間に合わないと思うが、国に働き掛けなど県としてやっていることはあるか。

経済対策幹

国も受付を何回かに分けて順次審査するなど一定の配慮をしている。確かにまん延防止等重点措置の期間内に採択から補助金交付まで実施することは難しいと考えているが、今後も、ウィズコロナ、アフターコロナという形で、新型コロナと付き合いがなければならぬため、業態転換も含めて支援していきたい。

秋山委員

- 1 まん延防止等重点措置区域にさいたま市、川口市の2市を選んだのはなぜか。
- 2 2市は11日までで、その他の地域は19日までとなっている違いは何か。

- 3 さいたま市、川口市について、まん延防止等重点措置が終了した後の残り8日間は、時短の時間及び協力金支給額がその他の地域と同じになるのか。
- 4 協力金の支給スピードについて、これまでの実績を教えてください。
- 5 飲食店における「大企業」の位置付けはどうなっているのか。

危機対策幹

- 1 感染拡大している東京都に近いこと、及び新規感染者の絶対数が多いことが理由である。
- 2 5月11日までのまん延防止等重点措置期間は国からの指示によるものである。県としては、まん延防止等重点措置の効果が表れるまで、1か月程度、取り組むべきと考えている。そのため、5月19日まで全県をあげてしっかり取り組んでいくこととした。

経済対策幹

- 3 まん延防止等重点措置が終了した後は、その他の地域の区分に基づいて支給することになる。
- 4 第1期、第2期は全て支給を終了している。第3期は申請件数2,752件に対し、交付件数2,668件、第4期は申請件数19,769件に対し、交付件数18,478件、第5期は、申請件数19,071件に対し、交付件数15,197件、第6期は、申請件数16,857件に対し、交付件数8,674件、第7期は、申請件数12,428件に対し、交付件数4,222件である。第8期については、2日前倒しし、4月20日から受付開始予定である。
- 5 飲食業については資本金の額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社が中小企業の定義である。したがって、資本金の額が5千万円を超えかつ常時使用する従業員の数が50人を超える会社が大企業となる。なお、飲食店営業許可を受けている宿泊業やカラオケボックスの娯楽業などは、サービス業の整理であり、資本金の額が5千万円を超えかつ常時使用する従業員の数が100人を超える会社が大企業となる。

秋山委員

大企業かどうかの判断は事業者単位で行うのか。

経済対策幹

大企業かどうかは、事業者の単位で判断し、一方、1日の売上高は、個々の店舗ごとに判断する。

秋山委員

彩の国「新しい生活様式」飲食店+（プラス）の認証を協力金支給の要件とするとのことだが、要件は最小にとどめるべきと考えるが、どうか。

経済対策幹

感染防止対策をしっかりとやることが一番大事なことであり、措置区域内においては、感染防止対策は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請となっているため、感染防止対策の認証を協力金の要件としている。

【付託議案に対する討論】

なし
